

養護老人ホームへの申請時における預貯金の取り扱いについて

平成27年7月作成

「老人ホームへの入所措置等の指針について」（平成18年3月31日付老発0331028）第5第1項第2号に規定される経済的事項は、老人福祉法施行令第6条（下記参考）に規定する事項に該当することとなっている。

入所判定にあたって、経済的事項については指針の規定と併せ、預貯金額について以下の額を参考とし、入所判定委員の協議により判定するものとする。

ただし虐待等により緊急に保護等を必要とする場合は、この限りではない。

預貯金額の額	3,600,000 円	— ①×②	申請から養護老人ホーム入所までにかかる生活費
必要生活費（月額）	200,000 円	— ①	有料老人ホーム等利用料150,000 円及びその他経費50,000 円
申請から養護老人ホーム入所までにかかる月数	18 ヶ月	— ②	過去の措置入所者にかかった月数

【参考】

老人福祉法施行令第6条

（2）経済的事項

次のいずれかの事項に該当すること。

事項
ア 生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合
イ 当該老人の属する世帯の生計中心者が地方税法に規定する市町村民税の所得割を課されていない者である場合
ウ 災害の発生等により所得の状況に著しく変動がある等のため、当該老人の属する世帯又は生計中心者がア又はイに相当する状態にあると認められる場合